

別紙1（家屋改修用）

条件確認書

- 家屋改修事業補助対象建物の所有者又は借主
※借家の場合は、所有者の同意書が必要

- 市に転入した日から起算して家屋改修事業補助金の交付の申請の日が1年以内であって、転入した日前に1年以上連続して市外に住所を有していた者

- 市の住民として地域活動に積極的に参加し、5年以上市に定住することを希望する者
※定住確約書が必要

- 家屋改修事業補助金の交付の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助金の交付の対象となる事業を完了できる者

- 登録空き家を取得した者が、家屋改修事業補助対象建物の前の所有者の3親等以内の親族でない者又は登録空き家を賃借した者が、家屋改修事業補助対象建物の所有者の3親等以内の親族でない者

- 補助金の交付を受けようとする家屋改修事業補助対象建物について、過去に家屋改修事業補助金の交付を受けていない者

- 市税の滞納のない者
※納税証明書が必要

- 補助金の交付を受けようとする家屋改修事業補助対象建物について、十日町市住宅リフォーム等補助金交付要綱（平成21年十日町市告示第126号）による補助金の交付を受けていない者